

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{*1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

(1) 出題問題

科目別講義テキスト^{*1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

(2) 出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1： 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしておりません。

〔3〕表示の意味

左ページ

①問題番号

②出題元：令0601B…令和6年試験問題の問1Bの問題であることを示します。

○R…オリジナル問題であることを示します。

③新：直近の本試験問題

④チェック欄：問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

⑤ : 科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

: 今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

第3節 労働審査

① ② ③ ④ ⑤

問題 026 令0601B 新 ☆

労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。

問題 027 令0301A ☆

労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいふことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

問題 028 平2505C

労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決する事が、労働基準法の重要な視点である事にある。

問題 029 令0504A

労働基準法第2条により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」であるが、個々の労働者と使用者の間では「対等の立場」は事实上困難であるため、同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。

第3節 労働審査

⑥

解答 026 ○ S63.3.14基発150 / P13 社労士24P5▼

労働条件とは、賃金、労働時間のはか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の一連の待遇をいう。

解答 027 ○ S22.9.13発基17 / P13 社労士24P5▼

記述の通り正しい。

解答 028 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させなければならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

解答 029 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

解答 029 × 法2条 / P14 社労士24P6▼

労働基準法第2条において、使用者は労働者に労働組合の設立を促すよう努めなければならないとは定められていない。

総論 第1章 12

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ : 問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 : 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

(1) 問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

(2) 回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く(回転させる)ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか(長期目標)、各回転をいつまでにするか(中期目標)を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか(短期目標)を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかつて便利です。

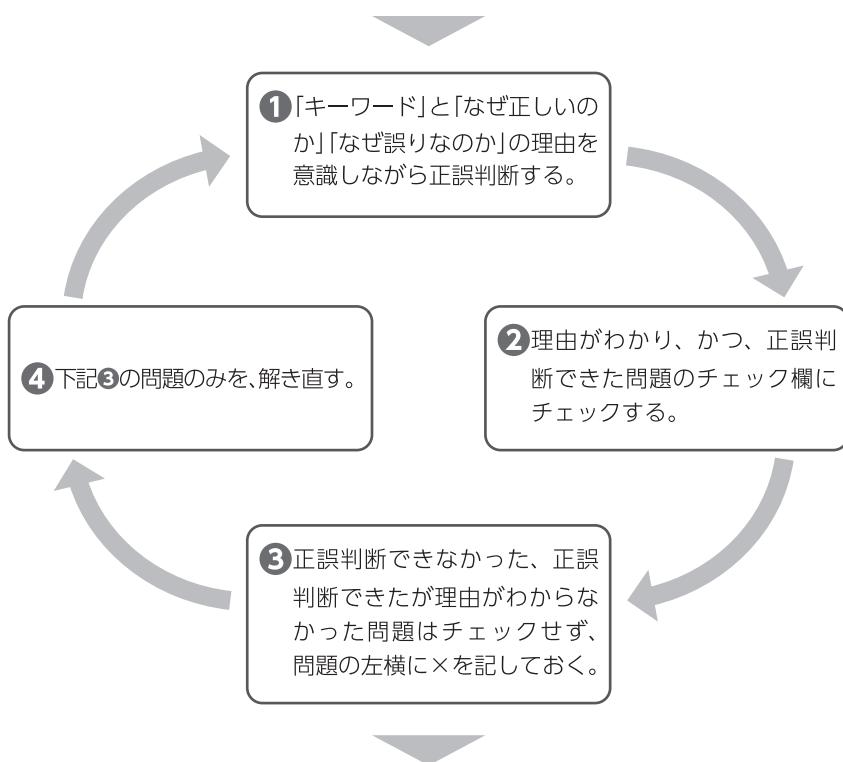
《例》長期目標を5回転とした場合

長期目標	中期目標	達成したら✓
5 回 転	1回転目→次回講義までに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2回転目→確認テストまでに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3回転目→直前期に入るまでに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4回転目→統一模試までに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5回転目→本試験までに	→ <input checked="" type="checkbox"/>

〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にして下さい。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収載されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習 内 容

第1章 総則

第2章 被保険者・賃金

第3章 求職者給付

第4章 就職促進給付

第5章 教育訓練給付

第6章 雇用継続給付

第7章 育児休業等給付

第8章 雇用安定事業等

第9章 失業等給付等の通則・費用の負担

第10章 届出・不服申立て・時効その他

学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題003	10	問題157～問題166
2	問題004～問題036	11	問題167～問題185
3	問題037 問題040～問題066	12	問題186～問題201
4	問題038～問題039 問題067～問題100	13	問題202～問題216
5	問題262～問題263	14	問題217～問題238
6	問題101～問題126	15	問題239
7	問題127～問題139	16	問題240～問題251
8	問題140～問題147	17	問題252～問題261 問題264～問題284
9	問題148～問題156		

第2節 管掌

問題 001 平2507D

雇用安定事業のうち、雇用保険法第62条第1項第1号が規定する、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行う事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。

問題 002 令0104A

雇用保険に関する事務（労働保険徴収法施行規則第1条第1項に規定する労働保険関係事務を除く。）のうち都道府県知事が行う事務は、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所の所在地を管轄する都道府県知事が行う。

問題 003 令0104D

雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣の委任を受けたその者の住所又は居所を管轄する都道府県知事が行う。

第2節 管掌

解答 001 × 法2条、令1条、法62条／P4 社労士24P3▼

本肢の事務は、都道府県知事は行わない。なお、雇用二事業のうち能力開発事業の一部の事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととする。

解答 002 ○ 則1条／P4 社労士24P-▼

記述の通り正しい。

解答 003 × 法38条、81条、則1条／P4・5 社労士24P-▼

本肢の確認は、「適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長」が行う。

第2節 適用事業

問題 004 平2201E

国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業は、いかなる場合も適用事業とならない。

問題 005 平2501A

常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、法人である事業主の事業を除き、当分の間、任意適用事業とされている。

問題 006 平2201C

船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、常時雇用される労働者の数が15名未満であれば、暫定任意適用事業となる。

第3節 被保険者

問題 007 平3002C

株式会社の取締役であって、同時に会社の部長としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働的性格の強い者であって、雇用関係があると認められる場合、他の要件を満たす限り被保険者となる。

問題 008 令0601A **新**

報酬支払等の面からみて労働的性格の強い者と認められる株式会社の代表取締役は被保険者となるべき他の要件を満たす限り被保険者となる。

第2節 適用事業

解答 004 × 法5条、附則2条／P8 社労士24P4▼

国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業についても「適用事業」となる。

解答 005 × 法附則2条、令附則2条／P9 社労士24P4▼

常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業及び法人である事業主の事業」を除き、当分の間、任意適用事業とされている。

解答 006 × 法5条、附則2条／P9 社労士24P4▼

船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、常時雇用される労働者の数にかかわらず「強制適用事業」となる。

第3節 被保険者

解答 007 ○ 法4条、行政手引20351／P11 社労士24P8▼

株式会社の取締役は、原則として、被保険者とならない。しかし、取締役であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係があると認められるものに限り被保険者となる。なお、株式会社の代表取締役は、被保険者とならない。

解答 008 × 法4条、行政手引20351／P11 社労士24P8▼

株式会社の代表取締役は、被保険者とならない。

問題 009 平2701A

農業協同組合、漁業協同組合の役員は、雇用関係が明らかでない限り雇用保険の被保険者とならない。

問題 010 平3002D

特定非営利活動法人（NPO法人）の役員は、雇用関係が明らかな場合であっても被保険者となることはない。

問題 011 令0501B ☆

専ら家事に従事する家事使用人は、被保険者とならない。

問題 012 令0501C ☆

個人事業の事業主と同居している親族は、当該事業主の業務上の指揮命令を受け、就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われ、取締役等に該当しない場合には、被保険者となる。

問題 013 平3002A

労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする在宅勤務者は、事業所勤務労働者との同一性が確認できる場合、他の要件を満たす限り被保険者となりうる。

解答 009 ○ 行政手引20351／P11 社労士24P－▼

記述の通り正しい。

解答 010 × 法4条、行政手引20351／P11 社労士24P－▼

特定非営利活動法人（NPO法人）の役員は、「雇用関係が明らかでない限り被保険者とならない」ことから、雇用関係が明らかであれば被保険者になりうる。

解答 011 ○ 行政手引20351／P11 社労士24P8▼

家事使用人は「被保険者とならない」。ただし、適用事業に雇用されて主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、家事に使用されることがあっても被保険者となる。

解答 012 ○ 行政手引20351／P11 社労士24P8▼

個人事業の事業主と同居している親族は原則として、被保険者とならない。ただし、「①事業主の指揮命令に従って業務を行っていることが明確であり、②就業実態がその事業所の他の労働者と同様であって、賃金もこれに応じて支払われており、③事業主と利益を一にする地位（取締役等）にない場合には、被保険者となる」。

解答 013 ○ 法4条、行政手引20351／P11 社労士24P－▼

記述の通り正しい。

問題 014 O R

適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により日本国外の領域外に出張して就労する場合は、被保険者とはならない。

問題 015 平2501D

日本国に在住する外国人が、期間の定めのない雇用として、適用事業に週に30時間雇用されている場合には、外国公務員又は外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となる。

問題 016 令0601C 新

労働者が長期欠勤して賃金の支払を受けていない場合であっても、被保険者となるべき他の要件を満たす雇用関係が存続する限り被保険者となる。

問題 017 令0601B 新 ☆

適用事業の事業主に雇用されつつ自営業を営む者は、当該適用事業の事業主の下での就業条件が被保険者となるべき要件を満たす限り被保険者となる。

解答 014 × 法4条、行政手引20352／P12 社労士24P8▼

本肢の場合、被保険者となる。

 適用事業に雇用される労働者が事業主の命により日本国の領域外において就労する場合の被保険者資格は以下のとおりである。なお、現地で採用される者は、国籍のいかんを問わず、被保険者とならない。

ア その者が日本国の領域外に出張して就労する場合は、被保険者となる。

イ その者が日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合には、被保険者となる。

ウ その者が日本国の領域外にある他の事業主の事業に出向し、雇用された場合でも、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り被保険者となる。

解答 015 ○ 法4条、行政手引20352／P12 社労士24P8▼

記述の通り正しい。

解答 016 ○ 法4条、行政手引20352／P12 社労士24P8▼

労働者が長期欠勤している場合であっても、雇用関係が存続する限り、賃金の支払を受けていなくとも、被保険者となる。

解答 017 ○ 法4条、行政手引20352／P12 社労士24P8▼

記述の通り正しい。

問題 018 平2201A



1週間の所定労働時間が20時間未満であっても、雇用保険法を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者については、同法の適用対象となる。

解答 018 ○ 法6条／P15 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

問題 019 令0301 ☆

被保険者資格の有無の判断に係る所定労働時間の算定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 雇用契約書等により1週間の所定労働時間が定まっていない場合やソフト制などにより直前にならないと勤務時間が判明しない場合、勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定する。
- B 所定労働時間が1か月の単位で定められている場合、当該時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間として算定する。
- C 1週間の所定労働時間算定に当たって、4週5休制等の週休2日制等1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでないとき、1週間の所定労働時間は、それらの加重平均により算定された時間とする。
- D 労使協定等において「1年間の所定労働時間の総枠は○○時間」と定められている場合のように、所定労働時間が1年間の単位で定められている場合は、さらに、週又は月を単位として所定労働時間が定められている場合であっても、1年間の所定労働時間の総枠を52で除して得た時間を1週間の所定労働時間として算定する。
- E 雇用契約書等における1週間の所定労働時間と実際の勤務時間に常態的に乖離がある場合であって、当該乖離に合理的な理由がない場合は、原則として実際の勤務時間により1週間の所定労働時間を算定する。

問題 020 O R

同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者であっても、前2か月の各月において11日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者は、被保険者となり得る。

解答 019 D

- A ○ 行政手引20303／P15 社労士24P -▼
記述の通り正しい。
- B ○ 行政手引20303／P15 社労士24P 6▼
記述の通り正しい。
- C ○ 行政手引20303／P15 社労士24P 6▼
記述の通り正しい。
- D × 行政手引20303／P15 社労士24P 6▼

労使協定等において「1年間の所定労働時間の総枠は○○時間」と定められている場合のように、所定労働時間が1年間の単位で定められている場合であっても、さらに、週又は月を単位として所定労働時間が定められている場合には、「当該週又は月を単位として定められた所定労働時間により1週間の所定労働時間を算定する」。

- E ○ 行政手引20303／P15 社労士24P 6▼
記述の通り正しい。

解答 020 × 法6条／P16 社労士24P 6▼

同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者であっても、「前2か月の各月において18日以上」同一の事業主の適用事業に雇用された者は、被保険者となり得る。